☆うさぎプロジェクト規約

第1条（名称）

本会は、うさぎプロジェクトと称する。

第2条（事務局所在地）

本会の事務局は、代表宅に置く。

第3条（目的）

会員相互の親睦を深めるとともに、社会福祉イベント等を通じて地域社会への貢献を図る。

第4条（活動内容）

テーマトーク・雑談・交流・相談・啓発・体験発表・情報交換等を行う。

第5条（会員）

会員は本会の目的に賛同し、うさぎプロジェクト規約を順守する。

第6条（役員）

本会には、次の役員を置く。

代表　　１名

副代表　１名

会計　　２名

監事　　１名

第7条（役員の選出）

本会の役員は、会員の互選により選出する。

第8条（役員の選出）

本会の役員は総会にて選出し、出席者の過半数を持って決定する。

第9条　（職務分掌）

代表　　会を代表し、その業務を統括する。

副代表　代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

会計　　会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

監事　　業務執行状況および財産状況の監査を行う。

第10条　（役員の任期）

役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

第11条　（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条　（会費）

会費は適宜定め、これを財源として本会の運営費用に充てる。

第13条　（規約改正）

この規約は、会合に出席した会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

この規約は、2016年8月21日から施行する。